

第181回  
沖縄地方交通審議会  
船員部会 議事録

令和6年1月18日（木）

沖縄総合事務局

# 第181回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 令和6年1月18日（木）11時00分  
場 所 沖縄総合事務局5階「海技試験室・控室」

## 出席者：

公益委員 上原委員、赤嶺委員、豊川委員、大城委員  
労働者委員 柴田委員、漢那委員、島仲委員  
使用者委員 桃原委員、亀谷委員、角委員

沖縄総合事務局 野原船舶船員課長、  
山口海事振興・防災危機管理調整官、  
比屋根課長補佐、  
金城係員

## 議事次第

### ○開 会

### ○議 事

1. 第180回船員部会の議事録承認について
2. 管内の雇用状況について
3. 意見交換

### ○閉 会

#### (配付資料)

- 資料1. 第180回船員部会の議事録（案）  
資料2. 船員職業紹介実績等一覧表（令和5年12月分）  
資料3. 「沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業」最低賃金決定状況  
資料4. 「沖縄海上旅客運送業」最低賃金決定状況

## **上原部会長**

それでは、定刻でございますので、第181回船員部会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況と配付資料の確認を事務局からお願ひ致します。

## **事務局（金城）**

本日は、公益委員4名、労働者委員3名、使用者委員3名が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定による定足数を満たし、本部会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

続きまして、今回の船員部会の配付資料を確認させていただきます。

（配付資料の確認）

## **上原部会長**

それでは、まず初めに、前回、第180回船員部会の議事録について承認を諮りたいと思います。事前にメールにて確認されていると思いますが、議事録について何かご意見はありますか。

原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

（「はい」）の声

## **上原部会長**

異議がありませんので、承認されたものといたします。

続いて、議事の2「管内の雇用状況」について、事務局から説明をお願い致します。

## **事務局（比屋根補佐）**

令和5年12月分の管内雇用状況等の概要についてご報告致します。

### **●求人状況について**

新規求人数は4件でした。

新規求人における内訳としては、

タンカーに係る県内事業者1社から甲板員を2名、

ガット船に係る県内事業者1社からガット士を2名となっております。

前月に比べ3件増加、また、前年同月に比べ4件減少となっております。

月間有効求人数は40件でした。

前月に比べ同数、また、前年同月に比べ3件減少となっております。

月間有効求人数の内訳は、商船等35件、漁船で5件となっております。

月末未済求人数は39件でした。

### ●求職状況について

新規求職数は1名でした。

前月に比べ3名減少、また、前年同月と比べて5名減少となっております。

新規求職数の内訳は、商船等1名となっております。

### ●新規求職者の退職理由又は求職理由別内訳について

12月の新規求職者1名の退職理由は、自己都合が1名となっております。

新規求職者が所属していた会社所在地は、管外が1名となっております。

### ●求職状況について

月間有効求職数は11名でした。

前月に比べ5名減少、また、前年同月に比べ5名減少となっております。

月間有効求職数の内訳は、商船等10名、漁船1名となっております。

月末未済求職数は10名でした。

### ●成立状況について

12月の成立は0件でした。

### ●求人倍率について

12月の月間有効求人倍率は、3.64倍でした。

前月に比べ1.14ポイント増加、前年同月に比べ0.95ポイント増加となっております。

### ●失業等給付支給内訳について

基本手当受給者実人員は2名、支給延べ件数は3件です。

基本手当支給額は483,097円、

総支給額は483,097円でした。

以上、管内雇用等状況の概要の説明を終わります。

## 上原部会長

ありがとうございます。ただいまの説明について、何かご質問等はありますか。

### **豊川委員**

本資料の6ページの表についてですが、令和4年の9月頃から、月間有効求人倍率が上昇し高止まりしている状態なのですが、今後もそのような傾向が続きそうなのでしょうか。

### **事務局（比屋根補佐）**

月間有効求人倍率の今後の傾向ですが、これは沖縄管内のみならず、全国的にも上昇傾向にあると考えております。直近3か月の全国月間有効求人倍率は4倍を超える数値で推移しており、そのような状況から沖縄管内においてもこの傾向が続くのではないかと推測しております。ただ、その理由や詳細等についてはまだ精査しておりませんので、今後状況等が分かりましたらご説明できればと考えております。

### **豊川委員**

コロナが明けたことによる経済活動の回復が数値の上昇につながったのかなども考えられますが、この状況が続くということであれば今後対策などが必要になるかもしれません。分析等で何か分かれば教えていただけたらと思います。

### **事務局（比屋根補佐）**

承知致しました。

### **上原部会長**

はい。ありがとうございます。そのほか管内の雇用等状況について何かございますか。よろしいですか。

それでは、続いて「意見交換」に入りたいと思います。何かご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

### **柴田委員**

昨今、働き方改革の関連についてこの部会の中でもいろいろ話をしていますが、民間の会社はこの働き方改革の意識改革というか、書類とか船員のほうの労働環境整備とかちょっとずつできているのかなと私は思っております。ただ、離島航路を運営している自治体においてはまだそういう情報が各船員まで行き渡っていない状況ですので、私のほうで交流のある粟国村や座間味村の関係の船員などに対し働き方改革だとか、船員法と地方公務員法との兼ね合いとかについての説明を指導の一環として総合事務局で実施していただけないでしょうか。

### **漢那委員**

関連でよろしいですか。

離島航路の市町村が運航している船舶というのは、市町村の条例を適用する、就労体制の中身が船員法適用除外の部分は地方公務員法で条例を適用しているのですよ。条例でいいとこ取りをするのか、船員法のいいとこ取りをするのか、もうそれが適用除外のところは明確に法律上もなっているはずなので、柴田委員から話があったように、私としてもこの機会に勉強会を開いてもらいたいと思っておりますのでぜひともご検討お願いします。

### 事務局（比屋根補佐）

離島航路事業を営む地方自治体の船員から労働条件に関する相談などは度々あり、現在は個別で対応している状況です。以前にとある自治体の船長から「役場の担当者や船員向けに説明会を開いてほしい」との要望を既にいただいたおり、今年度内に役場の担当者や船員を対象とした説明会を開催する予定あります。

### 漢那委員

提案として、旅客船協会を交えてのほうが良いと思うのですがいかがでしょうか。全て離島航路は旅客船協会に加盟しているので、協会を通じて行う、それを今年1回だけじゃなく毎年実施してもらいたいです。そして、船員法、職員法、地方自治法をしっかり理解してもらって、どのような運用をしていくかということをきっちりやって安全を担保していかないと厳しいのかなと思っているので、よろしくお願ひします。

### 上原部会長

はい、ありがとうございます。そのほか何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から最低賃金の決定状況についてご説明があります。よろしくお願ひします。

### 事務局（比屋根補佐）

令和6年1月16日現在の全国内航鋼船運航業・木船運航業及び海上旅客運送業の最低賃金決定状況についてご説明致します。

また、この資料につきましては部内限りとなっておりますので、取扱い等についてはご注意願います。

まず資料3の内航についてですが、当局におきましては、表の下の記載のとおり「職員A」「職員B」「部員A」「部員B」までの4つの区分を定めております。「職員A」は若年職員以外の職員、「職員

「B」は若年職員、特定の船舶職員養成施設を修了した後に勤務期間が当該課程ごとに定める期間に満たない職員を指します。「部員A」は海上履歴3年以上の部員、「部員B」は海上履歴3年未満の部員。以上の4区分で最低賃金を定めており、4区分についての説明を行います。

決定状況についてですが、中部運輸局以外は答申案が出ております。また、中央を除く中部、近畿、神戸、九州以外の7運輸局におきましては既に答申済みとなっております。

内容について見ますと、職員Aでは7,200円から7,500円の上げ幅となります。中部局の答申案は出ておりませんが、現在の状況で決定・発効されると近畿局の261,500円が最も高額となり、当局との差額は2,550円となります。

職員Bにつきましても、7,200円から7,500円での上げ幅となっており、中部局を除いた現在の状況で決定・発効されると近畿局の245,050円が最も高額となり、当局との差額は2,550円となります。

部員Aにつきましては、7,200円から7,600円の上げ幅となっており、現在の状況で決定・発効されますとこちらも近畿局の202,750円が最も高額となり、当局との差額は2,400円となります。

部員Bにつきましても、7,200円から7,600円の上げ幅となっており、現在の状況で決定・発効されると近畿局の193,450円が最も高額となり、当局との差額は2,400円となります。

続きまして、資料4の海上旅客運送業の最低賃金決定状況についてご説明致します。

当局におきましては、「職員」と「部員」の2区分で最低賃金を定めており、2区分についての説明となります。

決定状況についてですが、こちらは全ての運輸局で答申案が出ております。なお、中央を除く中部、近畿、神戸、九州以外の7局におきましては、答申も済んでおります。

内容について見ますと、職員については7,400円から7,500円の上げ幅となっており、答申案のとおり決定・発効されると、関東局の255,800円が最も高額となり、当局との差額は50円となります。

部員については6,000円から7,750円の上げ幅となっております。答申案のとおり決定・発効されると、関東局の194,400円が最も高額となり、当局との差額は1,500円となります。

海上旅客運送業の最低賃金決定状況につきましては、以上となります。

次に、当局におきましては、令和5年12月21日に沖縄地方交通審議会会长から諮問に対する答申をいただき、最低賃金法第10条に基づく意見要旨の官報公示の依頼を12月25日付で国土交通省へ依頼を行っておりましたところ、令和6年1月23日の官報へ公示する旨の通知がありました。23日に公示されると、23日から15日間、2月6日まで船員または船舶所有者等の関係者から異議の申立てを受け付けることとなります。

また、官報公示の掲載が確認できましたら、沖縄地方内航海運組合及び沖縄旅客船協会の関係団体に対し周知をおこなう予定となっております。

最低賃金決定状況についての説明は、以上となります。

### **上原部会長**

はい、ありがとうございます。ただいまの報告につきまして何かご質問等はありますか。

はい、漢那委員。お願いします。

### **漢那委員**

中央において「漁業（かつお・まぐろ）最低賃金」がありますよね。内航と旅客と併せて漁船についてもその情報を載せていただきたいということが要望としてございます。理由としまして、船員部会にて毎月資料として配布される「船員職業紹介実績等一覧表」に漁船の項目がありますし、沖縄にはいくつかまぐろ船もございます。今回の改正でかつお・まぐろの最低賃金も20万円を超えたかと思いますが、沖縄の近海まぐろ船でこの最低賃金に引っかかったとき、総合事務局のご指導がなかったからと言われないためにも周知など徹底する必要があるかなと思った次第です。

### **事務局（比屋根補佐）**

今回は管内での決定状況を船員部会で説明しております。また、中央における決定状況ですが旅客と内航は1月22日に決定公示を予定していると伺っております。「漁業（かつお・まぐろ）最低賃金」については、まだ決定公示が決まっていない状況ですので、今後そちらについて決定公示がされましたら、各団体等に周知する予定ですので、そのような方法で対応したいと思います。

### **漢那委員**

承知しました。

**上原部会長**

そのほかご質問はありますか。

ないようでしたら、次回の日程について事務局から説明をお願い致します。

**事務局（金城）**

2月の船員部会は、2月15日の木曜日に当局2階共用会議室D・Eで11時より開催致します。後日、改めて案内の文書をメールで送付致しますので出席できない場合は、事前に事務局まで御連絡ください。

また、今回の議事録案につきましても後日、メールで照会させていただきますので、よろしくお願ひ致します。

**上原部会長**

それでは、以上をもちまして本日の船員部会を終了させていただきます。